

森林の現状及び森林経営管理制度（森林経営管理法）について

国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしています。国内の森林資源は、「伐って（きって）、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に入ってきています。

しかし、我が国の森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われないう事態が発生しています。

（※下刈りや間伐などで定期的に入入れされた人工林は、根の発達が促されて風雪害に強い森林となるほか、林内の光環境が良く、下層植生が繁茂し、表土の流出を防ぐという防災上の役割を果たす森林になります。）

森林の適切な経営管理が行われないうことにより、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなります。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。

このような中、平成30年5月25日、新たな法律である「森林経営管理法」が成立し、新たな法律は平成31年4月1日に施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。主な内容は、①～④のとおりです。

① 森林所有者の責務

森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を行わなければならない。

② 市町村による経営管理権集積計画

市町村は、森林所有者への意向調査やその申出を踏まえ、経営管理権集積計画を定め、これを公告することによって委託を受け経営管理を行う。

③ 林業経営者への経営管理実施権の配分

市町村が意欲と能力のある林業経営者に再委託を行おうとする場合には、都道府県が公募し、公表した林業経営者の中から、市町村が選定し、経営管理実施権配分計画を定め、公告することによって林業経営者が経営管理できることとする。

④ 市町村による森林の経営管理

自然条件に照らして林業経営に適さない森林や林業経営者に再委託するまでの間の森林については、市町村が経営管理を行う。

言葉の定義

※経営管理・・・立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等の適切な経営又は管理を持続的に行うこと

※経営管理権・・・森林所有者が実施すべき経営管理を市町が行うため、森林所有者の委託を受けて、経営管理を実施するための権利

※経営管理権集積計画・・・市町が経営管理権を当該市町に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画

※経営管理実施権・・・経営管理権を有する市町が実施すべき経営管理を民間事業者が行うため、市町の委託を受けて伐採等を実施するための権利

森林経営管理制度のフロー

